

令和元事業年度

# 事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

## 目 次

1. 法人の長によるメッセージ	P.2
2. 法人の目的、業務内容	P.3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	P.4
4. 中期目標	P.6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	P.8
6. 中期計画及び年度計画	P.9
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	P.12
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	P.17
9. 業績の適正な評価の前提情報	P.19
10. 業務の成果と使用した資源との対比	P.23
11. 予算と決算との対比	P.26
12. 財務諸表	P.27
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	P.30
14. 内部統制の運用に関する情報	P.31
15. 法人の基本情報	P.32
16. 参考情報	P.36

注：本文及び表中の金額につきましては、単位未満を四捨五入しているため、合計などの数値が一致しない場合があります。

## 1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化等農林水産政策の一環として、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

信用基金は、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法等に基づき、農業信用基金協会・漁業信用基金協会が行う農業・漁業の経営等に必要な借入金の債務保証について保険を行うとともに、林業の経営等に必要な借入金について直接債務保証を引き受ける業務を行っています。また、農業保険法・漁業災害補償法に基づき、災害が発生した際に、農業・漁業を営む皆様への共済金の支払いが円滑に行われるよう、農業共済団体・漁業共済団体への貸付けの業務を行っています。

平成30年4月から、5年間の中期目標期間が新たに始まりました。現在、中期計画に基づき、融資機関等に対する保証・保険制度の普及推進・利用促進、適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、貸付業務の適正な実施など、更なる業務の質の向上に取り組んでいるところです。また、業務運営の効率化や財務内容の改善に積極的に取り組み、ガバナンスの高度化や情報セキュリティ対策にも適切に対応しているところです。

信用基金の使命の実現に向けて、国の政策の展開や経済情勢の変化を踏まえつつ、国民の皆様の期待に沿った質の高いサービスが提供できるよう、役職員一丸となって精励してまいり所存です。御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 今井 敏

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、また、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）第3条）。

### (2) 業務内容

- ① 農業信用保険業務…………… 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ② 林業信用保証業務…………… 林業者等が融資機関から経営の改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること、株式会社日本政策金融公庫等に対し森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対しこれに必要な資金を貸し付けること及び林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うこと。
- ③ 漁業信用保険業務…………… 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ④ 農業保険関係業務…………… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- ⑤ 漁業災害補償関係業務…………… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

第4期中期目標（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）において、政策体系における法人の位置付け及び役割は、以下のとおりとされています。

我が国においては、農林水産業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を加速させていくことが必要になっている。

農業については、人口減少や農業者の高齢化など経済社会や農業・農村の構造変化が進んでおり、その持続的な発展を図るためには、担い手の育成・確保が重要な課題となっている。このため、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う」とした。

林業については、我が国の森林資源の本格的な利用期を迎える中で、林業や木材産業について、山村等における就業機会の創出と所得水準の向上をもたらす産業へと転換する、林業・木材産業の成長産業化を早期に実現することが課題となっている。このため、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）において、林業の生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力の強化、新たな需要創出等のための施策を講じることとなった。

水産業については、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化など水産物の生産体制が脆弱化していることから、産業としての生産性の向上と所得の増大を図るため、「浜」単位での所得向上の取組や沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化を総合的かつ計画的に実施することとなった。このためには制度資金による融資及び漁業信用保証保険制度による経営支援の的確な実施が必要であり、「水産基本計画」（平成29年4月28日閣議決定）において、「漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入や信用保証に係る負担軽減等を推進する」とした。

これらの各基本計画に基づいて、農林水産業の競争力を強化するためには、農林漁業者等が必要とする資金が円滑に融通される必要がある。近年、融資機関が担保・保証に過度に依存する姿勢を改め、事業性評価による融資への取組が進められる中においても、農林漁業経営は、自然条件に左右されるなどの農林漁業の特性から、信用力が低く経営に必要な資金の借入が難しい場合があることから、農林漁業経営に必要な資金が円滑に融通されるよう、融資機関による事業性評価による融資への取組を踏まえつつ、公的な信用補完制度である農林漁業の信用保証保険制度が適切に役割を果たしていくことが重要である。

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農

林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）に基づき、農林漁業の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入に係る債務保証の業務等を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としており、農林漁業者等の資金調達に重要な役割を果たしている。

信用基金は、こうした役割を適切に発揮し、農林漁業者等の民間融資機関からの資金調達の円滑化を図り、農林水産業の競争力の強化を支援していく必要がある。

また、農業・漁業経営のセーフティネットとして、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんする農業共済制度や漁業災害補償制度があるが、近年、災害が頻発する傾向にある中で、その重要性を増している。さらに、平成31年1月から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業を実施することとした。

こうした中、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りの確保はこれまで以上に重要なものとなっており、共済団体等の資金繰りに必要な資金の円滑な供給を行う信用基金の農業保険関係業務・漁業災害補償関係業務は、ますます重要性を増している。

こうしたことを踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率性を図るものとする。

### 独立行政法人農林漁業信用基金の政策体系図



(注)農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)による改正後の法律名及び業務である。なお、法律施行日は平成30年4月1日。

#### 4. 中期目標

##### (1) 第4期中期目標（平成30年4月1日～令和5年3月31日）の概要

- ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
  - ・ 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組  
融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、保証・保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施します。
  - ・ 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定  
農林漁業の特性を踏まえつつ、適切な保険料率・保証料率・貸付金利を設定します。
  - ・ 保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組  
基金協会や融資機関との連携強化等を通じて、保険事故率・代位弁済率を抑制します。
  - ・ 求償権の管理・回収の取組  
回収向上に向けた取組を着実にを行います。
  - ・ 利用者ニーズの反映等  
利用者の意見募集や関係機関との意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させます。
  - ・ 事務処理の適正化及び迅速化  
標準処理期間を設ける等、適正かつ迅速に事務処理を行います。
- ② 業務運営の効率化
  - ・ 事業の効率化  
事業費（保険金、代位弁済費等）について、平成29年度比で5%以上削減します。
  - ・ 経費支出の抑制  
一般管理費（人件費等を除く）について、平成29年度比で20%以上抑制します。
  - ・ その他  
調達方式の適正化、電子化の推進を図ります。
- ③ 財務内容の改善
  - ・ 財務運営の適正化  
長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。

④ その他業務運営に関する事項

・ 職員の人事

人員及び人件費の効率化を図るとともに、人事評価、人材の確保・養成を適切に実施します。

・ ガバナンスの高度化

運営委員会を開催して、委員から示された意見等を業務運営に的確に反映させます。また、役員会や内部統制委員会を開催するなど、内部統制機能を強化します。

・ 情報セキュリティ対策

個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

・ 第4期中期目標（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/corp/dokuhou/attach/pdf/index-36.pdf>

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

信用基金は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づき、以下5区分のセグメント情報を開示しています。

① 農業信用保険業務

② 林業信用保証業務

③ 漁業信用保険業務

④ 農業保険関係業務

⑤ 漁業災害補償関係業務

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

### (1) 理念

信用基金は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化等農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。

### (2) 運営上の方針等

#### ① 基本的使命と社会的責任の自覚

信用基金の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図ります。

#### ② 質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスを提供し、農林漁業経営に必要な資金の融通の円滑化に貢献し、農林漁業の発展に資するよう努めます。

#### ③ 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### ④ 積極的なディスクロージャーとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、利用者、関係機関等とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。

## 6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第4期中期計画及び平成31年度年度計画を参照してください。

- ・中期計画

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou03.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.html)

- ・年度計画

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html)

第4期中期計画	平成31年度年度計画
<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保証料率の設定</p> <p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保証料率の設定</p> <p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p>

<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>3 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする</p>	<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>3 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>(1) 破損や盗難から守るため、各種情報システムのサーバ機器等を、堅牢でセキュリティの整ったデータセンターに移管する。</p> <p>(2) 信用基金のホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮したものにリニューアルする。</p> <p>(3) 役職員の出退勤、年次休暇の取得等についての管理の効率化を図るため、クラウド上の勤務管理サービスを導入する。</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする</p>
---	---

<p>ときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 人員</p> <p>(2) 人件費の効率化</p> <p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p>	<p>ときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 人員</p> <p>(2) 人件費の効率化</p> <p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p>
--	---

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

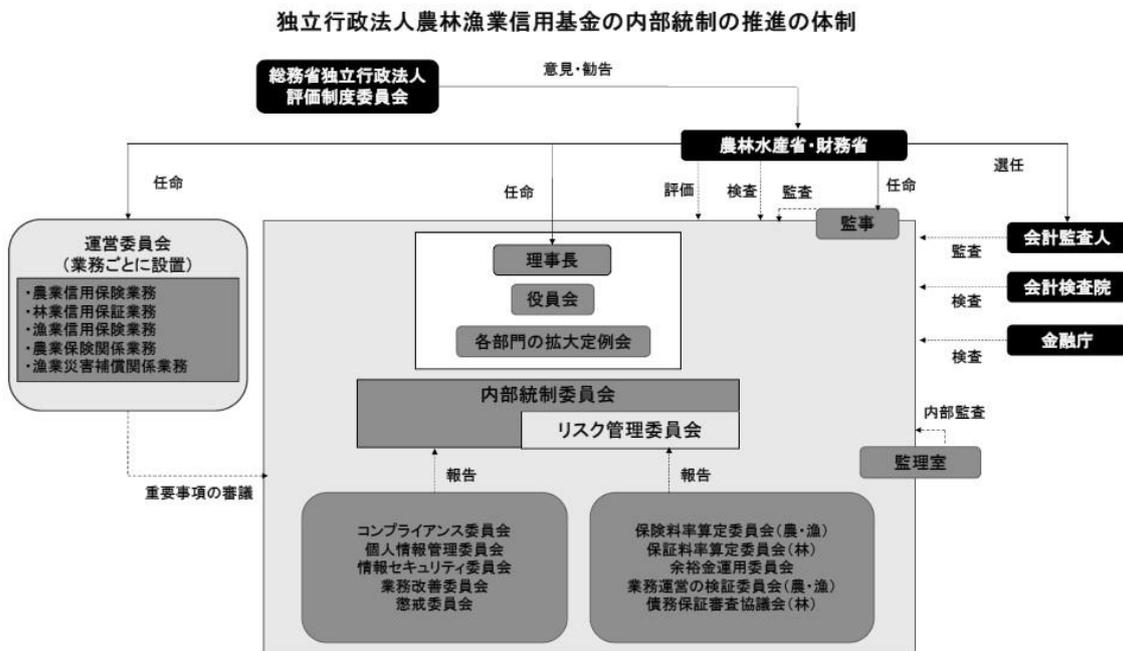
#### ① 主務大臣

信用基金の主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣です。

ただし、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣が単独で主務大臣となっています。

#### ② ガバナンスの体制図

ガバナンスの体制は下図のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に業務方法書を改正し、信用基金の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他信用基金の業務の適正を確保するための体制を整備し、信用基金のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、運営委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。



内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を参照してください。

・業務方法書

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou02.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.html)

(2) 役員等の状況

① 役員等の状況 (令和2年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	今井 敏	自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日		昭和55年4月 農林水産省採用 平成24年9月 同大臣官房長 平成26年7月 林野庁長官 平成30年4月 (独) 農林漁業信用 基金理事長
副理事長	森島 和正	自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日	信用基金を代表し、理事長を補佐して信用基金の業務を掌理する。	昭和58年4月 東京海上火災保険 (株) 入社 平成16年10月 東京海上日動火災保険 (株) 金融開発部 ストラクチャード・ クレジットグループ リーダー 平成26年4月 同理事 資産運用第 二部長 平成28年4月 兼東京海上ホールデ ィングス(株) 財務 企画部部长兼投資企 画グループリーダー 平成29年10月 (独) 農林漁業信用 基金理事 令和元年10月 同副理事長
理事	深水 秀介	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	内部管理業務、農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事務を総括する。	平成2年4月 農林水産省採用 平成29年7月 (国) 農業・食品産 業技術総合研究機構 生物系特定産業技術 研究支援センター新 技術開発部審議役 令和元年9月 退職(役員出向) 令和元年10月 (独) 農林漁業信用 基金理事
理事	宮澤 俊輔	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	林業信用保証業務に関する事務を総括する。	昭和63年4月 農林水産省採用 平成30年1月 中部森林管理局長 令和元年9月 退職(役員出向) 令和元年10月 (独) 農林漁業信用 基金理事
理事	小林 孝行	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	・ 内部管理業務のうち、財務会計並びに情報システムの整備及び管理に係る重	昭和58年4月 農林中央金庫入庫 平成21年8月 同名古屋支店次長 平成31年4月 (独) 農林漁業信用 基金農業信用保険業 務部長

			<p>要なこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務のうち、制度の普及推進及び利用促進に関すること。</li> <li>・ 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務のうち、保険料率ないし保証料率の設定及び検証に関すること。</li> </ul>	令和元年10月 同理事
理 事	北村 秀孝	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	農業信用保険業務に関する事務を所掌する。	昭和55年4月 農業信用保険協会採用 平成31年4月 (独) 農林漁業信用基金総務経理部長 令和元年10月 同理事
理 事	伊佐 広己	自 平成30年4月1日 至 令和2年3月31日	漁業信用保険業務及び漁業災害補償関係業務に関する事務を所掌する。	昭和59年4月 農林水産省採用 平成28年1月 水産庁増殖推進部栽培養殖課長 平成30年4月 (独) 農林漁業信用基金理事
監 事	富田 雅之	自 平成27年10月1日 至 令和4事業年度 財務諸表承認日		昭和55年4月 農業共済基金採用 平成26年10月 (独) 農林漁業信用基金総務部長 平成27年10月 同監事
監 事	前田 智美	自 平成30年6月21日 至 令和4事業年度 財務諸表承認日		平成6年4月 (株) エヌ・ティ・ティ・データ入社 平成15年1月 辻・本郷税理士法人入社 平成26年10月 同相統部統括部長 平成30年6月 (独) 農林漁業信用基金監事(非常勤)

- ② 会計監査人の名称  
有限責任あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末において102人（前期比△3人）であり、平均年齢は44歳（前期末44歳）となっています。このうち、国からの出向者は14人、民間からの出向者は2人、令和2年3月31日退職者は5人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

予定なし。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（令和元年度）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	148,894	－	－	148,894
地方公共団体出資金	5,213	－	－	5,213
民間出資金	29,423	106	74	29,455
資本金合計	183,531	106	74	183,563

民間出資金の当期増加額106百万円については、林業者等が融資機関から必要な資金を借り入れる際に、林業信用保証制度を利用し、債務の保証を受けるために出資したものです。民間出資金の当期減少額74百万円については、林業者等からの請求により、出資金を払い戻したものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和元年度は、目的積立金の申請を行っていません。

前中期目標期間繰越積立金については、業務の財源等に充当するために、林業信用保証業務で483百万円、漁業災害補償関係業務で10百万円の計493百万円を取り崩しています。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

令和元年度の法人単位の収入決算額は48,499百万円であり、国からの財政措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
収入		
受入事業交付金	1,484	3.1%
政府補給金収入	1	0.0%
民間出資金	106	0.2%
事業収入	46,051	95.0%
(うち自己収入)	(7,292)	(15.0%)
運用収入	841	1.7%
その他の収入	16	0.0%
合 計	48,499	100.00%

② 自己収入に関する説明

信用基金の自己収入は、事業収入 46,051 百万円のうちの 7,292 百万円と運用収入 841 百万円となっています。

この自己収入 7,292 百万円の内訳は、保険料収入 3,475 百万円、保証料収入 309 百万円、回収金収入 3,281 百万円、返還保険金収入 8 百万円、求償権回収収入 157 百万円、違約金収入 7 百万円、償却求償権回収収入 50 百万円及び貸付金利息収入 5 百万円となっています。

詳細につきましては、後述の「9. 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームを参照してください。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

信用基金は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、毎年度環境物品等の調達推進を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

信用基金は、業務に内在する各種のリスクについて潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとに信用基金の自己資本等と比較・対照し、統合的にリスク管理を行うとともに、専門的な知見を有する外部有識者を含むリスク管理委員会を開催しています。

主なリスクとしては、保険引受リスク（農業・漁業）、保証リスク（林業）等があり、その内容と管理の対応方針は以下のとおりです。

### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

#### ・ 保険引受リスク

農業・漁業信用基金協会が行う債務保証及び農林中央金庫等の融資に対して信用基金が引き受けた保険について、保険事故の発生状況等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

信用基金では、保険の引受けに当たって基金協会等との連携に努める他、責任準備金の確保等、保険引受リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

#### ・ 保証リスク

林業者・木材産業者の借入金に係る保証債務が、保証先の信用力の悪化等に伴い、損失を被るリスクです。

信用基金では、保証の引受けに当たって、借入者の財務状況の審査等に努める他、引当金の確保等、保証リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

#### ・ 貸付リスク

貸付先の財務状況の悪化により貸付金の価値が減少し、損失を被るリスクです。

信用基金では、貸付金の原資が政府の出資金等であることに鑑み、貸付先の財務状況を分析し、貸付リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

#### ・ 運用リスク

余裕金を運用する上で、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により損失を被るリスクです。

信用基金では、政府及び基金協会・共済団体等の出資等を受け資金を調達していますが、この調達によって保有する余裕金は、法令に基づき国債、地方債、政府保証債、預金、金銭信託等で運用することとされています。このため、運用先の財務状況を分析し、適正な余裕金運用の確保に努めています。

- ・ オペレーショナルリスク

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、事務リスクやシステムリスク等が含まれています。

- ・ 事務リスク

役職員が正確な事務の懈怠や事故・不正等の発生、法令等の違反や不適切な契約締結、その他法的原因等により損失を被るリスクをいいます。

信用基金では、事務手続きの整備、相互チェックの徹底、自主点検の実施、再発防止への取組、リーガルチェック等により、事務リスクの削減に取り組んでいます。

- ・ システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスクや、コンピュータの不正使用や保有する個人情報等の漏洩・紛失等により損失を被るリスクをいいます。

信用基金では、情報セキュリティ対策の徹底に努める他、災害等緊急事態を想定してデータのバックアップを行い、安定的な稼働の維持に努めています。

リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を参照してください。

- ・ 業務方法書

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou02.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.html)

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

各セグメントの事業スキームは以下のとおりです。

### (1) 農業信用保険業務

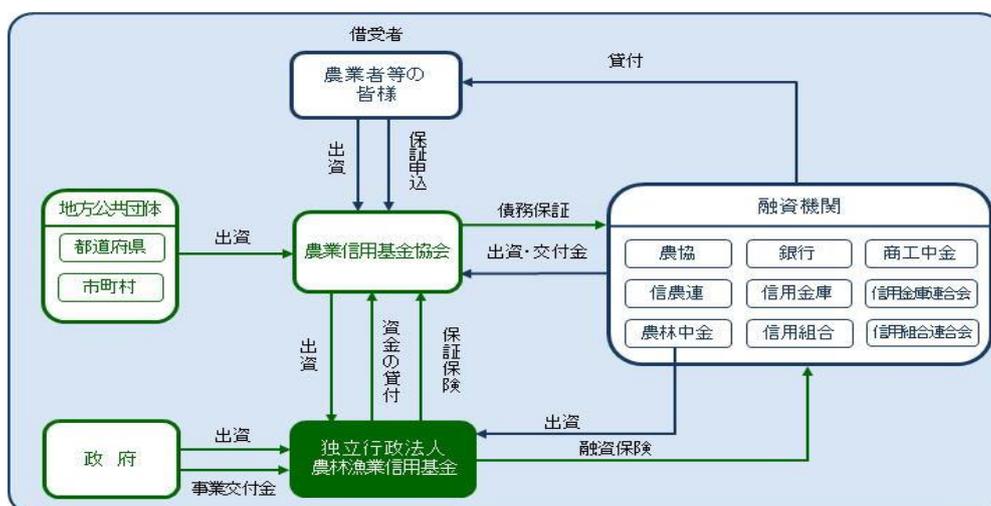
農業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、農業信用基金協会が、借入債務を保証することによって農業者等の信用力を補完し、借入れを容易にしています。

信用基金は、この農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

債務保証を受けている農業者等の皆様が借入金を返済できなくなった場合は、農業信用基金協会が皆様に代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割を保険金として支払います。

また、この保証保険業務とともに、融資機関が行う融資について直接保険引受する融資保険業務も行っています。

これらの保険業務のほか、農業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。



### (2) 林業信用保証業務

林業・木材産業の事業者の皆様が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、信用基金が、借入債務を保証することによって林業・木材産業の事業者の信用力を補完し、借入れを容易にしています。

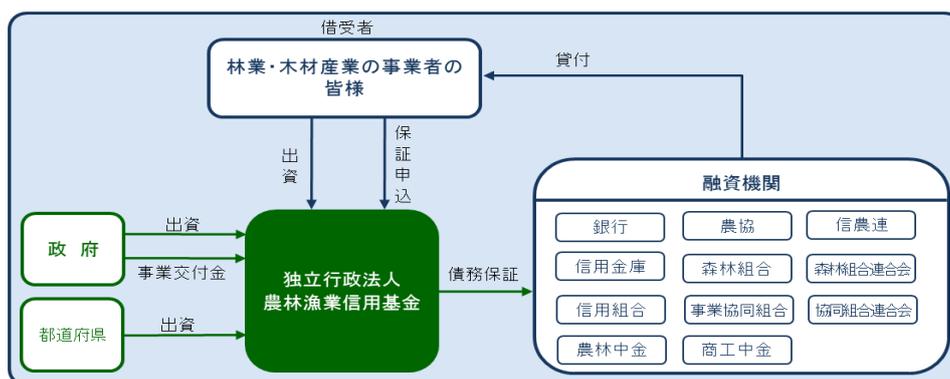
債務保証を受けている林業・木材産業の事業者の皆様が借入金を返済できなくなった場合は、信用基金が皆様に代わって融資機関に弁済（代位弁済）します。

代位弁済を受けられた方には、実情に応じながら、信用基金に代位弁済額を返済し

ていただきます。

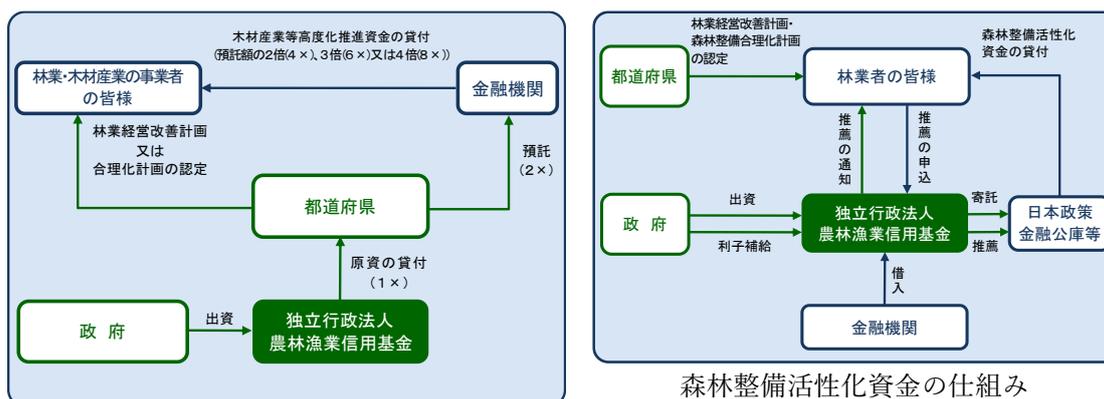
次の事業を営むための運転資金及び設備資金が保証対象となっています。

- ①造林・育林 ②素材生産 ③木材・木製品製造 ④薪炭生産 ⑤林業種苗生産  
⑥きのこ生産 ⑦木材卸売業（⑦については、都道府県からの合理化計画の認定が必要です。）



木材産業等高度化推進資金は、都道府県知事の認定を受けた林業・木材産業の事業者の皆様が、効率的かつ安定的な林業・木材産業経営に向けて、経営の改善を図るために利用できる低利な資金です。この資金は、銀行・信用金庫等の民間金融機関から借り入れることができます。

信用基金は、都道府県と協調し、必要な貸付原資を民間金融機関に供給することにより、木材産業等高度化推進資金の低利な貸付けに貢献しています。



木材産業等高度化推進資金の仕組み

森林整備活性化資金は、都道府県知事の認定を受けた林業者の皆様が、森林施業規模の拡大を積極的に行うために利用できる無利子の日本政策金融公庫資金です。

信用基金は、この資金の貸付けに必要な原資を日本政策金融公庫等に寄託しています。

このほか、森林経営管理法に基づき、市町村から経営管理実施権の設定を受け、森林の経営管理を行う林業経営者に対して、経営の改善発達に係る助言等を行っています。

### (3) 漁業信用保険業務

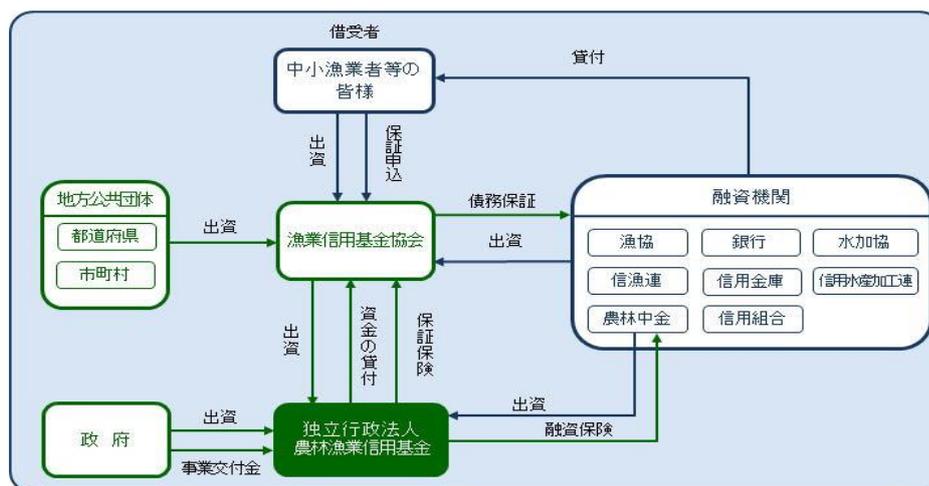
中小漁業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、漁業信用基金協会が、借入債務を保証することによって中小漁業者等の信用力を補完し、借入を容易にしています。

信用基金は、この漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

債務保証を受けている中小漁業者等の皆様が借入金を返済できなくなった場合は、漁業信用基金協会が皆様に代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その漁業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割又は8割を保険金として支払います。

また、この保証保険業務とともに、農林中央金庫が行う融資について直接保険引受する融資保険業務も行っています。

これらの保険業務のほか、漁業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。

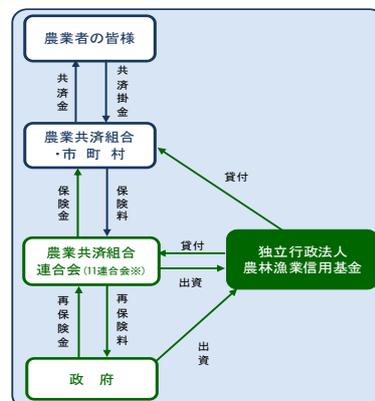


#### (4) 農業保険関係業務

##### ① 農業共済事業

農業者の皆様が、台風や冷害などの不慮の災害による農作物等への損害や、疫病や事故による家畜の死亡などによって損失を被った場合に、共済金を支払うことにより、その損失を補てんし、農業経営の安定に貢献しています。

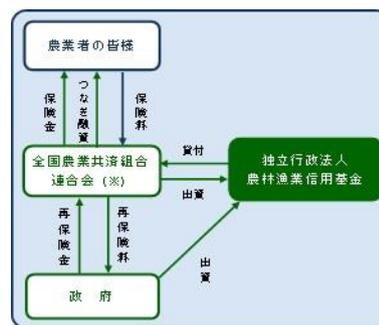
信用基金は、農業共済組合による被災された方への共済金の支払や農業共済組合連合会による農業共済組合等への保険金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、共済金の早期かつ円滑な支払を実現しています。



##### ② 農業経営収入保険事業

農業者の皆様の収入が減少した場合に、保険金を支払うこと等により、その収入減少を補てんし、農業経営の安定に貢献しています。

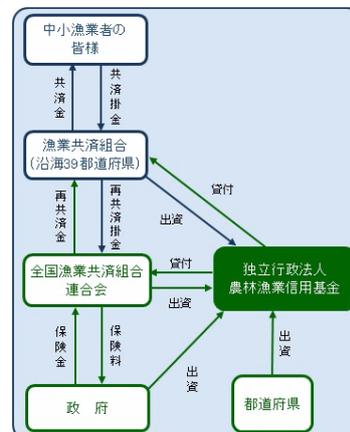
信用基金は、全国農業共済組合連合会による保険金の支払等に際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、保険金等の早期かつ円滑な支払等を実現します。



#### (5) 漁業災害補償関係業務

中小漁業者の皆様が、台風や赤潮など不慮の災害によって漁獲金額・生産金額の減少及び養殖生物、漁業施設の損失を被った場合に、共済金を支払うことによって、その損失を補てんし、漁業経営の安定に貢献しています。

信用基金は、被災した中小漁業者に対する共済金の支払や漁業共済組合に対する再共済金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行うことによって、共済金の早期かつ円滑な支払を実現しています。



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

・業務実績等報告書

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou05.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou05.html)

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
1 農業信用保険業務	A	3,270
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 【重要度：高】	A	
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 【重要度：高】	A	
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	A	
(4) 求償権の管理・回収の取組	A	
(5) 利用者のニーズの反映等	B	
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	
2 林業信用保証業務	B	1,316
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	A	
(2) 適切な保証料率の設定 【重要度：高】	B	
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	
(5) 利用者のニーズの反映等	B	
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	
3 漁業信用保険業務	B	1,895
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 【重要度：高】	B	
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	
(3) 求償権の管理・回収の取組	B	
(4) 利用者のニーズの反映等	B	
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	
4 農業保険関係業務	B	15
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	

5 漁業災害補償関係業務	B	16
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	—	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
1 事業の効率化	B	
2 経費支出の抑制	B	
3 調達方式の適正化	B	
4 電子化の推進	B	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
1 財務運営の適正化	B	
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
3 決算情報・セグメント情報の開示	B	
4 長期借入金の条件	—	
5 短期借入金の限度額	—	
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—	
7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
8 剰余金の使途	—	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	
1 施設及び設備に関する計画	—	
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	
3 積立金の処分に関する事項	B	
4 その他	B	
(1) ガバナンスの高度化	B	
(2) 情報セキュリティ対策	B	

※ 評語の説明

- S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評定(※)	B	－	－	－	－
理由	項目別評定は39項目のうち、Bが32項目、評価の対象外が7項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。				

※ 評語の説明

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

詳細につきましては、決算報告書を参照してください。

・決算報告書

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline22/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html)

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
受入事業交付金	1,266	1,484	* 1
政府補給金収入	1	1	
民間出資金	80	106	* 2
事業収入	149,773	46,051	* 3
運用収入	863	841	
借入金	90,604	-	* 3
その他の収入	4	16	* 4
合 計	242,592	48,499	
支出			
払戻出資金	100	74	* 5
事業費	243,693	44,155	* 3
一般管理費	1,937	1,860	
直接業務費	290	174	* 6
管理業務費	284	519	* 7
人件費	1,364	1,167	* 8
合 計	245,730	46,089	

予算額と決算額の差額の説明

- \* 1：前年度未収金の受入れによる増
- \* 2：民間からの出資受入れが見込みを上回ったことによる増
- \* 3：災害の発生が見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことによる減
- \* 4：特別出えん金の受入れによる増
- \* 5：民間出資の払戻しが見込みを下回ったことによる減
- \* 6：保険計算事務費が見込みを下回ったことによる減
- \* 7：事務諸費が見込みを上回ったことによる増
- \* 8：役職員給与が見込みを下回ったことによる減

## 12. 財務諸表

詳細につきましては、財務諸表を参照してください。

・財務諸表

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline22/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html)

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	123,465	流動負債	15,515
現金及び預金（*1）	51,978	引当金	1,067
有価証券	35,650	政府事業交付金	13,681
短期貸付金	34,715	その他	766
その他	1,122	固定負債	2,304
固定資産	134,270	引当金	1,126
有形固定資産	703	責任準備金	1,049
投資有価証券	75,999	その他	129
長期貸付金	30,081	保証債務	38,951
寄託金	27,032	負債合計	56,769
その他	456	純資産の部（*2）	
保証債務見返	38,951	資本金	183,563
		資本剰余金	11,811
		利益剰余金	44,543
		純資産合計	239,916
資産合計	296,686	負債純資産合計	296,686

### (2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,499
経常費用（*3）	6,498
臨時損失（*4）	0
行政コスト合計	6,499

## (3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	6,498
事業費	4,677
保険事業費	3,988
保証事業費	686
経営改善発達支援事業費	4
一般管理費	1,820
人件費	1,237
減価償却費	102
その他	480
財務費用	1
経常収益	10,005
事業収入	9,168
保険事業収入	8,557
保証事業収入	554
貸付事業収入	57
政府補給金収入	1
財務収益等	836
臨時損失 (* 4)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5)	493
当期総利益 (* 6)	3,999

## (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	183,531	11,799	41,036	236,367
当期変動額	32	12	3,506	3,550
当期総利益 (* 6)			3,999	
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5)			△ 493	
当期末残高 (* 2)	183,563	11,811	44,543	239,916

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,003
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,961
資金増加額	817
資金期首残高	36,661
資金期末残高 (* 7)	37,478

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	37,478
定期預金	14,500
現金及び預金 (* 1)	51,978

※ 科目の後ろに付されている(\* 1)~(\* 7)は、各財務諸表間に対応する科目を示すものです。

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 貸借対照表

令和元年度末の資産残高は、有価証券（投資有価証券を含む）4,901百万円増などにより、前年度末に比べ3,138百万円増の296,686百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金51,978百万円、有価証券111,648百万円、貸付金64,796百万円、寄託金27,032百万円などとなっています。また、負債残高は、林業信用保証業務における長期借入金2,000百万円減などにより、前年度末に比べ412百万円減の56,769百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金13,681百万円、責任準備金1,049百万円、保証債務38,951百万円、保証債務損失引当金1,505百万円などとなっています。

純資産残高は、令和元年度の当期総利益3,999百万円の計上などにより、前年度末に比べ3,550百万円増の239,916百万円となりました。その主な内訳は、資本金183,563百万円（政府出資金148,894百万円、地方公共団体出資金5,213百万円、民間出資金29,455百万円）などとなっています。

#### (2) 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは6,499百万円となりました。

#### (3) 損益計算書

経常費用は、求償権償却引当金繰入274百万円増、保険金支出259百万円増などにより、前年度に比べ571百万円増の6,498百万円となりました。また、経常収益は、責任準備金戻入1,071百万円減などにより、前年度に比べ1,081百万円減の10,005百万円となりました。この結果、当期総利益は、前年度に比べ1,572百万円減の3,999百万円となりました。

#### (4) 純資産変動計算書

純資産の当期変動は、資本金32百万円増、資本剰余金12百万円増及び利益剰余金3,506百万円増（当期総利益3,999百万円から前中期目標期間繰越積立金取崩額493百万円を差引いた額）であり、この結果、令和元年度末の純資産残高は239,916百万円となりました。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、3,782百万円の資金増加となりました。主な要因は、保険収支（保険料収入と回収金収入の合計額から保険金支出を差引いた額）の黒字2,955百万円、政府事業交付金1,484百万円の受入などです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,003百万円の資金減少となりました。主な要因は、定期預金の預入及び有価証券の取得による支出780百万円、事務室の貸借に伴う敷金・保証金の差入による支出170百万円などです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,961百万円の資金減少となりました。主な要因は長期借入金の返済による支出2,000百万円などです。

これらによって、817百万円の資金増加となり、期末残高は37,478百万円となりました。

#### 14. 内部統制の運用に関する情報

##### (1) 役員会

理事長の業務運営に関する意思決定を補佐するため、定期的に役員会を開催しています。令和元年度においては、役員会を11回開催しました。

##### (2) 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、コンプライアンス委員会等の各種委員会における取組状況のほか、業務運営全体をモニタリングするなど、内部統制を推進しています。令和元年度においては、内部統制委員会を4回開催しました。

##### (3) コンプライアンスの推進、反社会的勢力の排除

コンプライアンス基本方針を定めるとともに、毎年度、コンプライアンス委員会においてプログラムを策定し、全役職員を対象とした研修を実施しています。また、反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、対応マニュアルを整備するとともに、関係機関と連携して適切に対応しています。令和元年度においては、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

##### (4) リスク管理

業務に内在する保険引受リスクや保証リスク等のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとに信用基金の自己資本等と比較・対照し、統合的にリスク管理を行うとともに、専門的な知見を有する外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催しています。令和元年度においては、リスク管理委員会を2回開催しました。

##### (5) 監査

各部署から独立した内部監査担当部署（監理室）による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにしています。令和元年度においては、内部監査が2回行われたほか、会計監査人による期中監査（令和元年11月、令和2年2月～3月）及び期末監査（令和2年5月～6月）が実施されました。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

- 昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立
- 平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継
- 平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

### (2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

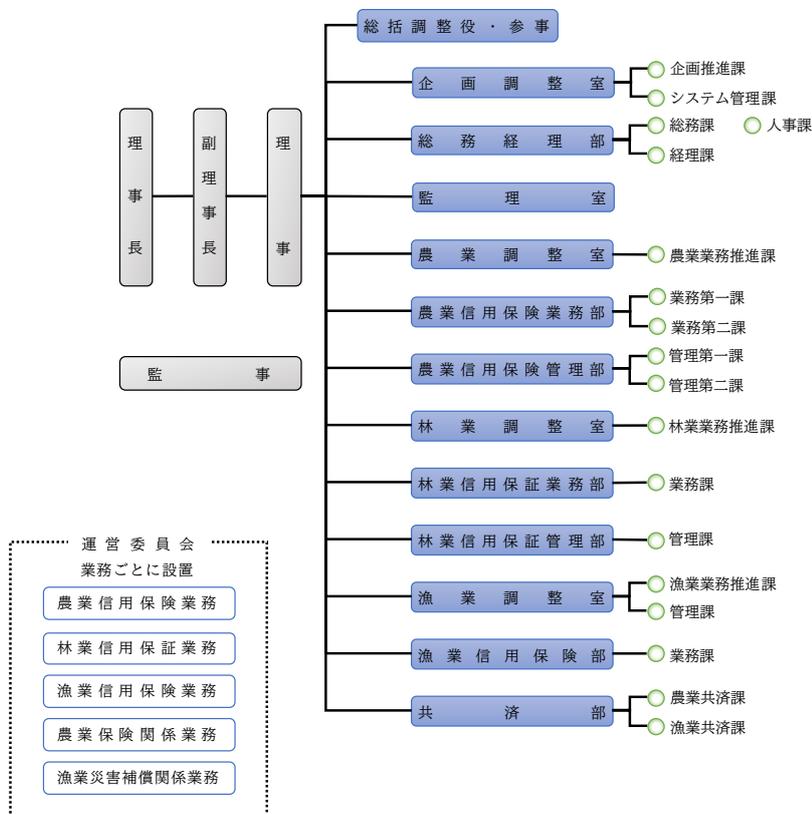
### (3) 主務大臣

農林水産大臣及び財務大臣

「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1) ガバナンスの状況

①主務大臣を参照してください。

### (4) 組織図



(5) 事務所の所在地

東京都千代田区内神田一丁目1番12号コープビル

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
資産	302,044	296,619	291,660	293,548	296,686
負債	78,708	69,767	59,743	57,181	56,769
純資産	223,336	226,851	231,918	236,367	239,916
行政サービス実施コスト	△ 3,558	△ 2,140	△ 3,993	△ 4,032	-
行政コスト(※)	-	-	-	-	6,499
経常費用	10,612	10,623	5,918	5,927	6,498
経常収益	14,765	14,139	11,108	11,086	10,005
当期総利益	5,496	3,797	5,164	5,571	3,999

※ 令和元年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成30年9月3日改訂)に基づき、従来の「行政サービス実施コスト」に代えて、自己収入等を控除しない「行政コスト」を掲載しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

詳細につきましては、令和2年度年度計画を参照してください。

・年度計画

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html)

① 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
受入事業交付金	1,169
民間出資金	80
事業収入	152,819
運用収入	653
借入金	90,604
その他の収入	4
合計	245,329

支出	
政府出資金	5,006
民間出資金	440
事業費	240,614
一般管理費	2,560
直接業務費	404
管理業務費	797
人件費	1,359
合 計	248,621

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
収益	
経常収益	8,207
政府事業交付金収入	954
事業収入	6,566
財務収益	618
引当金等戻入	65
雑益	4
当期総損失	1,732
合 計	9,940
費用	
経常費用	9,940
事業費	6,704
一般管理費	2,565
直接業務費	395
管理業務費	804
人件費	1,366
減価償却費	79
財務費用	41
引当金等繰入	551
合 計	9,940

## ③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務活動による収入	154,648
投資活動による収入	11
財務活動による収入	90,684
前年度からの繰越金	159,902
合 計	405,245
支出	
業務活動による支出	152,576
投資活動による支出	5
財務活動による支出	96,050
翌年度への繰越金	156,614
合 計	405,245

## 16. 参考情報

### (1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

現金及び預金	：現金、普通預金、定期預金
有価証券	：残存期間1年以内の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債、譲渡性預金
短期貸付金	：残存期間1年以内の貸付金
その他（流動資産）	：未収金、未収収益、前払費用などが該当
有形固定資産	：土地、建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
投資有価証券	：残存期間1年超の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債
長期貸付金	：残存期間1年超の貸付金
寄託金	：株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資
その他（固定資産）	：有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以外の長期資産で、求償権、無形固定資産などが該当
保証債務見返	：負債の部に計上される保証債務の対照勘定
引当金（流動負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金などが該当
政府事業交付金	：業務を実施するために国から交付された政府事業交付金のうち、次年度以降に支出する交付金の額
その他（流動負債）	：保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金などが該当
引当金（固定負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金などが該当
責任準備金	：翌年度以降の保険金支払に充てるなど保険契約上の責任遂行に備えるために積み立てた額
その他（固定負債）	：長期前受収益などが該当
保証債務	：林業信用保証業務に係る保証残高
資本金	：国、地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：国から交付された交付金及び民間からの出えん金などが該当し、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

- 利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額
- ② 行政コスト計算書
- 損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用、臨時損失
- 行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
- ③ 損益計算書
- 事業費 : 独立行政法人の業務に要した費用(保険事業費及び保証事業費などが該当)
- 一般管理費 : 独立行政法人の管理に要した費用(人件費、物件費、減価償却費などが該当)
- 財務費用 : 利息の支払に要した経費
- 事業収入 : 独立行政法人の業務収入(保険事業収入、保証事業収入及び貸付事業収入などが該当)
- 政府補給金収入 : 国からの補給金のうち当期の収益として認識した額
- 財務収益等 : 預金利息収入、有価証券利息収入などが該当
- 臨時損失 : 固定資産除却損が該当
- 前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 業務の財源に充当するための前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当
- 当期総利益 : 独立行政法人通則法第44条の規定による利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
- ④ 純資産変動計算書
- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書
- 業務活動による  
キャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、保険料、保証料などの収入、保険金、代位弁済費などの支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府事業交付金収入などが該当
- 投資活動による  
キャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の

取得・売却などによる収入・支出が該当  
 財務活動による 借入・返済による収入・支出、出資金の受入による収  
 キャッシュ・フロー 入及び払戻による支出などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書等に関連する報告書等として、以下を公表しています。

- ① 業務方法書
- ② 中期目標
- ③ 中期計画
- ④ 年度計画
- ⑤ 業務実績等報告書
- ⑥ 財務諸表
- ⑦ 決算報告書
- ⑧ 監事の意見書・監査報告・監査法人の監査結果
- ⑨ パンフレット



- ⑩ 広報誌



以上